

令和 8 年度使用教科用図書採択検討委員会（第 1 回）議事録

日時 令和 7 年（2025 年）5 月 9 日（金）15 時 45 分～16 時 30 分

場所 横須賀市教育研究所 第 2 研修室

1 開会

（事務局：東）

これより、第 1 回 令和 8 年度使用教科用図書採択検討委員会を行います。

司会を務めます教育指導課の事務局：東です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員 12 名中 9 名の方にご出席いただいております。「教科用図書採択検討委員会条例」第 4 条に基づき、会議は有効に成立したことをご報告申し上げます。

本会は、採択決定後、会議録が公開されます。正確な記録を残すために、本日の内容を録音させていただきます。ご承知いただけますでしょうか。ありがとうございます。では、録音させていただきます。

2 委嘱

（事務局：東）

ただいまより、委員の委嘱を行います。

本来であれば教育長より委嘱させていただくところですが、他の業務と重なっており本日欠席のため、学校教育部長から委嘱書及び任命書をお渡しいたします。

お名前をお呼びしますので、その場でご起立ください。

【名簿順に委嘱及び任命】

（事務局：東）

学校教育部長からご挨拶を申し上げます。

（学校教育部長：坂下）

この度はお忙しい中、教科用図書採択検討委員会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

私からは今日、2つお話をさせていただきます。1つ目は、教科書の意義・役割についてです。教科書については、教育課程の構成に応じて、組織・配列された教科の主たる教材として法令上の定義にあります。

ここで核となるのが、教科の主たる教材ということです。様々な教材がありますが、学校の授業や家庭学習での主となる教材が教科書であります。それ以外の副読本等の補助教材は、学校で選んでいただくことになります。実際、校種・教科・科目の違いによって、教科書の使用頻度が変わってきますが、主たる教材である教科書が非常に重要であるということになります。

特に、知識・理解については、教科書の役割が非常に大きいところです。資質・能力の三本柱が現行の学習指導要領では「知識・技能」以外に、2つ目の柱として「思考力・表現力・判断力等」の学んだことをどう生かしていくか、3つ目の柱として「学びに向かう力・人間性等」の学んだことを実際の生活や社会でどう生かしていくかなどの学ぶ意欲というところになります。

教科書では、知識・理解が図書という性格上、力点がおかれています。教科書を利用して、指導者である教師、学習者である児童生徒が、教科書を使って、「思考力・表現力・判断力等」の学習意欲などの学ぶ力を育成していくことになります。

教科書は、授業でも家庭でも使用します。非常に重要な教材であるということをもまずは、採択に携わっていただく皆さんに、共有したいと思っております。

2点目は、説明になります。本冊子8ページをご覧ください。小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の検定採択の周期という表が載っております。今年度は、高等学校・特別支援学校の採択となります。

高校については、令和6年度に主として低学年用の必修修科目を中心に、検定が行われました。その翌年である本年度に、その採択を行うという高等学校の流れになっています。

特別支援学校については、基本的には、小学校・中学校に準ずるという形になっていますが、注釈に書いてあるとおり、著作本、附則9条本については毎年度採択を行いますので、特別支援学級・特別支援学校に

については、毎年採択替えということでご協力いただいております。

この一連が採択の流れになっております。この検討委員会ですが、具体の調査研究においては、高等学校・特別支援学校は校種別に調査部会・専門部会を設けていますので、そちらでの調査結果をもとに、検討委員会にてご審議いただくことになります。また、この委員会で答申いただいたことを踏まえて、最終的な決定は、教育委員会定例会で決定する形になります。基本的には、採択検討委員会で審議し、決定したことを踏まえて審議がなされることになります。お忙しい中、誠に恐縮ですが、子どもたちに、また教員にとってより良い教科書を採択できるように、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

(事務局：東)

ここで、委員の皆様一言ずつご挨拶いただきます。机上の冊子 13 ページの名簿を合わせてごらんください。それでは、お一人ずつその場にお立ちいただき、お名前とご所属、また一言ありましたらお願いいたします。

【名簿順にあいさつ】

3 委員長選出

(事務局：東)

皆様、ありがとうございました。

続きまして委員長を選出していただきます。教科用図書採択検討委員会条例第3条によりますと、委員会に委員長を置き、委員が互選することになっております。どなたか立候補またはご推薦をお願いいたします。

(小泉委員)

公平かつ適正に会を運営していただけると思いますので、米持委員が適任だと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局：東)

小泉委員より推薦いただきましたが、米持委員いかがでしょうか。

(米持委員)

お引き受けいたします。

(事務局：東)

ご承認いただけましたら拍手をお願いいたします。

【拍手多数】

それでは委員の皆様方の互選によりまして、米持委員が委員長に選出されました。米持委員長、一言お願いいたします。

(米持委員長)

教科書採択とは、先ほど部長からも話がありましたが、学校において主たる教材ということで、これをもとに教員の皆さんが子どもたちに教育をしていく上での一つの柱になるものです。大切な採択ということを実感しながら適正に採択を務めていきたいと思っておりますので、皆さまご協力をお願い致します。

(事務局：東)

どうぞよろしくお願いいたします。また、教科用図書採択検討委員会条例により、委員長が職務代理者を指名することとなっております。

米持委員長、職務代理者のご指名をお願いいたします。

(米持委員長)

小泉委員に職務代理者をお願いしたいと思っております。

(事務局：東)

小泉委員、職務代理者のご指名がありましたがよろしいでしょうか。

(小泉委員)

お引き受けいたします。

(事務局：東)

それでは、お二人どうぞよろしくお願いいたします。

4 諮問

(事務局：東)

続きまして本委員会でお話いただく内容について、諮問を行います。
学校教育部長から米持委員長に諮問書をお渡しいたしますので、米持委員長は、前へお願いいたします。

【学校教育部長が諮問書を読みあげ、委員長にお渡しする】

(事務局：東)

引き続き第1回採択検討委員会を行います。条例第3条の規定により、ここからは進行を委員長の米持校長先生にお願いしまして、進めていただきます。米持委員長よろしくお願いいたします。

5 協議（確認事項）

(米持委員長)

それでは、「5 協議」に入ります。なお、本日は確認事項のみとなります。(1)「令和8年度使用教科用図書採択基本方針」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局：山本)

令和8年度使用教科用図書採択基本方針について説明いたします。1ページ・資料1をご覧ください。

令和7年4月17日の教育委員会定例会で令和8年度使用教科用図書採択基本方針が決定されました。その内容について確認します。教科用図書の採択に当たっては、「1 公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する」、「2 児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する」、「3 教科用図書については、次の委員会等の研究調査の結果を活用して採択する」となっております。

3の「次の委員会等」については(1)(2)に示したとおりです。

高等学校と特別支援教育については毎年採択を行っていますので、これらの部会について採択検討委員会ならびに調査事務局調査部会を設置することになります。本日は、採択検討委員会の委員の皆様にお集まりいただいております。

(米持委員長)

ただいま事務局から説明がありました内容について、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

【質問なし】

(米持委員長)

次に、「教科用図書採択検討委員会について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局：山本)

採択検討委員会ならびに調査事務局について説明させていただきます。2 ページ・資料 2 をご覧ください。

採択検討委員会とは、条例の 1 にございますように、市立学校において使用する教科用図書の採択に関し、教育委員会の諮問に応ずるため、地方自治法第 138 条 4 第 3 項の規定による付属機関として設置されております。

第 7 条に、「専門部会長をおき委員が互選する」とありますので、部会長の決定をお願いします。

(米持委員長)

どなたか立候補、推薦される方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないようですので、各専門部会の校長代表で部会長を務めたいと思いますがいかがでしょうか。承認いただける方は拍手をお願いいたします。

【拍手多数】

それでは、高等学校専門部会は私、米持、特別支援教育専門部会は小

泉委員が部会長を務めます。どうぞよろしくお願いいたします。

(米持委員長)

次に、「教科用図書採択事務取扱要綱について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局：山本)

4 ページ・資料 3 をご覧ください。

要綱の第 2 条に「教科用図書採択検討委員会への諮問に際し必要な検討及び資料の作成のため、教育委員会は教科用図書調査事務局を設置し、別表（6 ページ）に掲げる区分・人数の教員による調査部会及び事務部会を構成する」とされています。6 ページに記載がございます。

調査部会については、採択替えのない校種、及び新たな図書の申請がなかった場合は設置しないこととなりますので、本年度、小学校・中学校の調査部会の設置はありません。

要綱第 2 条の 4 にありますように、「調査部会においては、検討委員会における適正な教科用図書の採択につながるべく専門的事項の調査研究及び資料の作成」を行います。

事務部会については、第 2 条の 5 にありますように、「検討委員会における適正な教科用図書の採択につながるべく、各学校で行った教科用図書の調査研究に関する資料の作成及び教科書需要数に関する報告」を行います。こちらは、小・中・高・ろう・養護学校全ての学校の教科書事務担当者から構成されております。

この採択検討委員会と調査事務局調査部会・事務部会は、横須賀市における教科書採択審議の中心的役割を担っています。それだけ、責任も重く、この委員会の委員を委嘱されました皆様は、公正な採択確保の点から、現在は秘密扱いとなっております。万一お名前等が漏れるようなことがありますと、教科書会社等からの接触が考えられ、公正な採択に支障を生じるおそれがありますので、くれぐれもこの点へのご配慮をお願いいたします。

(米持委員長)

ただいま事務局から説明がありました内容について、ご質問等があり

ましたらご発言をお願いします。

委員長からの質問になりますが、今、事務局から今年度小学校・中学校の採択替えがないので、調査部会は設置しないということでしたが、事務部会につきましては、全校種で設置するということによろしいでしょうか。

(事務局：山本)

仰るとおりです。

(米持委員長)

委員になっている方は、秘密扱いということですが、期間はいつ頃まででしょうか。

(事務局：山本)

8月31日まで秘密扱いとなりますので、よろしくお願いします。

(米持委員長)

ここに参加していただいている委員の方は、8月31日までは、秘密扱いとなりますが、その後は公表されるのでしょうか。

(事務局：山本)

8月の教育委員会での決定後、採択にかかわる全ての情報が公開になります。それまでは、公正な採択に支障を生じるおそれがありますので、くれぐれも秘密扱いをお願いします。

(米持委員長)

他には、よろしいでしょうか。次に、「採択の仕組みと採択関係日程について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局：山本)

採択の仕組みと日程について説明致します。10ページ資料5をご覧ください。

先ほどお話ししましたように、4月17日の教育委員会定例会で基本方針

が決定され、「諮問」として採択検討依頼が、採択検討委員会においてきたことになります。

本日、5月9日が第1回採択検討委員会です。これをもって、調査部に調査依頼をされ、今後各調査部会が開催され調査研究が行われます。

5月30日には事務部会が開かれ、需要数報告と調査・評価表の提出の依頼が行われます。

6月13日から26日にかけて、令和8年度使用教科用図書の展示会を開催します。展示は、教育研究所及び産業交流プラザで行います。展示時間は記載のとおりですが、土日も開催し、学校関係者並びに保護者、市民の皆様に広く閲覧していただけるよう配慮しております。12ページ資料7にご案内がございます。

次に、11ページ資料6にある「教科書編修趣意書」もご参考いただくことで、教科書の内容についてご理解いただきやすくなります。

6月27日には調査・評価表の提出となっております。これを受け、事務局から提出された資料を採択検討委員に提出します。採択検討委員のみなさまには7月上旬に送付致します。

採択検討委員の皆様は、事前に資料をお読みいただき次回7月16日の採択検討委員会に提出する答申内容を決定していただきます。

8月15日の教育委員会において答申し、それをもとに審議がなされ、令和8年度使用教科用図書が決定されるということになります。

なお、この日程につきましては、公正確保の点から取扱いには、注意をお願いいたします。

そして、8月の教育委員会での決定後、採択にかかわる全ての情報が公開になります。会議録、委員名簿、調査・評価表などが随時公開されますが、もちろん委員の皆様お一人お一人に採択についてのお問い合わせや責任が及ぶことにならないよう配慮いたします。

(米持委員長)

ただいま事務局から説明がありました内容について、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。中山委員をお願いします。

(中山委員)

今、事務局から採択の日程について説明がありましたが7ページ(4)

の採択の仕組みについても説明をお願いします。

(事務局：坂下)

(4) 採択の仕組みについて説明します。全体像として、横須賀市につきましては、教育委員会が最終的に決定することになっております。この教科用図書採択検討委員会も開催しますが、実際の審議、調査研究は、専門部会を設けて行います。さらにそのもとに調査部会・事務部会があります。調査部会を中心に教科書について調査研究を行う形になります。

今年度については、小学校・中学校については採択替えがないので、この専門部会は設けないことになります。高等学校の専門部会、特別支援学校・特別支援教育に関する専門部会の2つが採択替えということになります。

調査部会については、14 ページの名簿のとおり構成されております。この方々も8月31日までは秘密扱いとなっておりますのでよろしくお願い致します。

採択の日程を抜粋したものが、7ページ下段にあります。本日5月9日、この後、6月には教科書展示会が開催され、5月から7月までの間に、調査部会や専門部会が行われます。専門部会は7月16日に行われます。この採択検討委員会につきましては、第2回が7月16日に行われ、委員会として審議決定していただきます。その後、8月15日に教育委員会の会議で最終的に決定という流れになります。

8ページについては、先ほど話したとおりになります。また、事務部会について質問がありましたが、国に需要数を報告することが法令で決まっています。それをもとに、文部科学大臣が各発行者に対し、どの教科書を何冊発行するか、指示をすることになっています。それぞれ、教育委員会から冊数が出てこない、発行者が印刷をできない仕組みになっています。その為、採択替えがあるなしに関わらず、事務部会が置かれることになっています。

(米持委員長)

ありがとうございました。中山委員、よろしいでしょうか。

(中山委員)

教科書展示会について、二か所展示スペースが設けられていますが、12 ページの資料によると、二番の展示図書種別のところで、今年度使用している高等学校の教科書は、研究所にしかないということでしょうか。それ以外の来年度使用する教科書については、両会場に展示されているということよろしいでしょうか。

(事務局：山本)

令和 7 年度使用の教科書については、教育研究所に展示しております。令和 8 年度使用教科用図書については、両会場に展示しております。

(中山委員)

展示会で使用する令和 8 年度使用教科用図書は、例年発行者から全ての見本本は届いていないと思いますが、今の段階で教科書会社から見本本が来ないということが分かっているものはありますか。

(事務局：山本)

これから確認致します。

(中山委員)

展示会に行った際に、どの教科書が展示していないか分かるようにしておいていただけると、探さなくて済みます。その部分願います。

(事務局：山本)

ご意見ありがとうございます。分かるように展示致します。

(中山委員)

6 月 26 日までの展示会にて、各部会の調査結果が教育委員会に上がってくるかと思えます。7 月 5 日以降に委員の皆さんが調査結果を受け取りますが、調査結果を見た段階で、教科書を再度見たいという時に、何かしら手立てとしてお考えいただくことは可能でしょうか。

(事務局：山本)

教育指導課に連絡していただくようお願い致します。

(米持委員長)

他にはよろしいでしょうか。高橋委員お願いします。

(高橋委員)

何年も前から、I C Tの教科書については国や教育委員会で論じられているところではありますが、拝見した資料の中には1文もありません。I C Tについての記載が全くなく、各教科書、例えば3年前から全教科書に電子が入っている教科書会社もあります。他の教科書会社については、順次ということですが、学校単位では電子図書を購入できないという制限がついている会社もあります。その情報については、事前の調査報告書をいただく際に、教えていただけるのでしょうか。

また、産業交流プラザ等で教科書展示会が行われていることを今まで知りませんでした。今後展示会に行けば、教科書会社によっては、答え合わせがその場でできたり、図形を反転して理解できたりするものがあるかと思います。特別支援学校では、図形や動画を用いた説明は、とても理解できるものとなっています。それについての資料や動画をどこかで見ることはできるのでしょうか。オンラインで一部見られるなど、事前に分かるものがあれば教えてください。また、横須賀市では、一部先行で電子黒板が導入されていますが、電子黒板と連携が取れる教科書についての情報や、どこかで見るのが可能かなど教えていただけると助かります。

(米持委員長)

事務局よろしくお願い致します。

(事務局：鈴木)

デジタル教科書についての質問でよろしいでしょうか。

(高橋委員)

デジタル教科書に関してもですが、横須賀市では電子黒板が先行導入

されているとのこと。連携が取れる教科書がどれなのか教えていただけると助かります。

(事務局：鈴木)

デジタル教科書については、調査の対象にはならないことになっています。現在、小学校・中学校の外国語のデジタル教科書については、全ての学校で無償給与されています。算数、数学については、希望した学校のみ給与となっており、現状横須賀市では半数程度が給与されています。現段階では、紙の教科書を調査するということになりますので、その辺りは整理をしていただけたらと思います。

また、デジタル教科書とは別に、紙の教科書に二次元コードがついており、そちらを読み取るとデジタルコンテンツにアクセスできるということは増えています。そちらについては展示会に見に行ってください、ご自身の端末で読み取って中を確かめていただくことは可能です。しかし、そちらについても、全く評価に加味しないわけではないのですが、教科書会社が作成したサイトに必ずしも繋がるものだけでなく、一般のサイトに繋がるものがあります。そういったことも含めて、デジタルコンテンツは、主な調査対象にはない状況にあります。

さらに、電子黒板についての質問もいただきましたが、電子黒板は大型のパソコンのようなものです。使える機能の中に、デジタル教科書を投影したりすることはできるようになっていますが、電子黒板の有無で採択の調査に影響する状況ではないと考えております。

(高橋委員)

先程、教師・児童生徒が使いやすいという基準で採択していくというお話がありました。利便性もとても重要と感じましたので、お聞きしました。ありがとうございました。

(事務局：坂下)

電子黒板については、中学校で導入しました。小学校や特別支援学校にも導入したいところですが、現在未定となっています。デジタル教科書については、今お話があったように、紙の教科書をそのまま電子化するということでは進んでいない状況です。実際、レイアウトは変更で

きますが、原則は検定したものを電子化するという形になっています。教科書から読み取るデジタルコンテンツの部分は、検定教科書ではなく、法令上、補助教材となっています。

また現在、国では紙の教科書をデジタル化することに留まっていますが、最初から電子教科書の検定を認めようという動きも出てきています。電子だけの教科書、紙と電子を併用した教科書、紙だけの教科書、これを教育委員会の採択地区で選択していくことも検討されているところです。教育関係者の団体に意見を聞いたところでは、紙と電子の併用が良いという意見が多いようです。また、デジタル教科書を導入するとすると、現行の学習指導要領から次の学習指導要領が出てくるタイミングになるかと思います。結論が出るまでに2年程度、そこから学習指導要領が施行されるまでに周知期間や移行措置などがありますので、早くとも令和12年度以降、小学校から順番に導入ということになるかと思います。

(高橋委員)

通学する時の荷物の重さですが、現在の生徒たちは毎日重い荷物をもって登校しています。そのあたりを考えていただけると助かります。

(事務局：坂下)

デジタル教科書の検討の中で、教科書が分厚くなっているという話があります。図表が増え、色もカラーになり、紙質も良くなっています。さらには、知識に関する部分の記載も増えているため、昔の教科書と比べるとサイズも大きくなっています。

教科書が重いという問題は、各地で声が上がっております。デジタル検定教科書で紙と電子を併用した教科書、主だったところは紙で、デジタルコンテンツは全部電子から読み取るという発想が出てきています。それも含めて検定教科書にしようという声も上がっています。今は紙の部分だけが検定教科書で、デジタルコンテンツの部分は補助教材という扱いになっています。

(高橋委員)

ありがとうございました。

(米持委員長)

他にはよろしいでしょうか。ご議論いただきありがとうございました。
ここで全ての審議が終了しましたので、事務局に進行をお返しします。

6 連絡事項

(事務局：山本)

最後に事務局から事務連絡をいたします。3点ございます。

1点目、配布資料についてです。今回お配りした資料と今後お送りする資料については、お荷物になり大変申し訳ありませんが、次回の採択検討委員会の際にお持ちください。使用後、こちらで回収し、一括して処分いたします

2点目、交通費等の支払いについてです。この業務に関する交通費等は、ご指定の口座へ振り込ませていただきます。お手元にお配りした口座振り込み依頼及び教職員以外の方はマイナンバーに関する書類を次回会議7月16日にお持ちください。なお、マイナンバー関係書類に関しては、書類が必要な方にのみ配布いたしております。

3点目、資料の送付先についてです。今後送付させていただく資料は、教職員の皆様には職場へ、それ以外の皆様には、本会のご案内を送付したご住所へ送らせていただく予定です。送付先の変更を希望される方がいらっしゃいましたら、この会終了後、お声かけください。連絡事項は以上です。

7 閉 会

(事務局：東)

以上で、令和8年度使用教科用図書採択検討委員会を終了いたします。